

第88回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場 所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
当社本社ビル

議決権行使期限：2022年6月23日（木曜日）正午まで

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
本株主総会につきまして、可能な限り書面による事前の議
決権行使をご活用いただきますようお願い申し上げます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生
じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.eidai.com/>)にてお知らせいたします。

※本株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■第88回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役9名選任の件	6
第4号議案 監査役1名選任の件	14
■添付書類	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	16
2. 会社の株式に関する事項	26
3. 会社の新株予約権等に関する事項	26
4. 会社役員に関する事項	27
5. 会計監査人の状況	33
6. 会社の支配に関する基本方針	34
連結計算書類等	
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	40
計算書類に係る会計監査人の監査報告	42
監査役会の監査報告	44

証券コード 7822
2022年6月7日

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

永大産業株式会社

代表取締役社長 枝園 統博

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主様の安全確保及び感染防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権行使をお願い申しあげます。**その場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2022年6月23日（木曜日）正午までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

4. インターネットによる開示

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

掲載する当社ホームページ <https://www.eidai.com/>

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知添付の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<https://www.eidai.com/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営の最重要課題のひとつと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社株式1株につき金6円 配当総額は265,172,304円

なお、中間配当金においても同様に1株につき金6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金12円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br><u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したとみなすことができる。 | （削 除） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>                                                                                    |
| (新 設)   | <p>(附則)</p> <p>(株主総会参考資料等の電子提供に関する経過措置)</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| (新 設)   | <p>第1条 <u>変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の経営監督機能の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、3名の社外取締役を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                   | 現在の当社における地位 |
|-------|--------------------------------------|-------------|
| 1     | し えん のぶ ひろ<br>枝 園 統 博 《再任》           | 代表取締役執行役員社長 |
| 2     | いし い なお き<br>石 井 直 樹 《再任》            | 取締役常務執行役員   |
| 3     | た べ ただ みつ<br>田 部 忠 光 《再任》            | 取締役常務執行役員   |
| 4     | こ じま たか ひろ<br>小 島 孝 弘 《再任》           | 取締役上席執行役員   |
| 5     | ふじ もと はち ろう<br>藤 本 八 郎 《再任》          | 取締役執行役員     |
| 6     | にし おか ひで あき<br>西 岡 秀 晃 《再任》          | 取締役執行役員     |
| 7     | たま き やす ひと<br>玉 生 靖 人 《再任》 【社外】 [独立] | 取締役         |
| 8     | はやし みつ ゆき<br>林 光 行 《再任》 【社外】 [独立]    | 取締役         |
| 9     | ふじ い よし ひさ<br>藤 井 義 久 《新任》 【社外】 [独立] | 監査役         |

《再任》・・・再任取締役候補者

《新任》・・・新任取締役候補者

【社外】・・・社外取締役候補者

[独立]・・・(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                        | <p>《再任》</p> <p>し えん のぶ ひろ<br/>枝 園 統 博<br/>(1962年3月1日生)</p> | <p>1984年3月 当社入社</p> <p>2004年4月 当社営業本部東京特販営業部長</p> <p>2009年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長</p> <p>2010年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>2011年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>2011年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長</p> <p>2012年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長</p> <p>2012年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2015年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長</p> <p>2016年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長</p> <p>2017年6月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長</p> <p>2019年4月 当社代表取締役執行役員社長（現任）</p> | 71,800株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>営業部門や建材分野での業務や経営に携わり、製販両面での豊富な経験と経営実績を有しています。2019年4月から代表取締役執行役員社長として、当社グループの経営を担っており、事業全般に関する高い知見とリーダーシップをもって、当社グループの企業価値向上に努めています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                      | 《再任》<br><br>いし い なお き<br>石井直樹<br>(1964年9月13日生) | 1987年3月 当社入社<br>2009年4月 当社営業本部東京特販営業部長<br>2012年4月 当社事業本部建材事業部長<br>2013年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長<br>2014年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長<br>2015年10月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼建材事業部長<br>2016年4月 当社取締役執行役員事業本部長<br>2016年6月 当社取締役上席執行役員事業本部長<br>2017年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長(現任) | 35,200株    |
| <p>〔取締役候補者とした理由〕<br/>営業部門と建材分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験を有しています。特に、生産体制の再構築によるコストダウンや新製品開発をリードしてきました。2016年4月に事業本部長に就任後は、当社グループの製造部門を統括し、事業成長の推進に努めています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                      |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                            | 《再任》<br><br>た べ ただ みつ<br>田部忠光<br>(1964年4月25日生) | 1987年3月 当社入社<br>2009年4月 当社事業本部内装システム事業部長<br>2013年6月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長<br>2014年6月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長<br>2015年10月 当社取締役執行役員営業本部長<br>2016年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長<br>2017年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長<br>2020年4月 当社取締役常務執行役員 永大小名浜(株)代表取締役社長兼関東住設産業(株)代表取締役社長<br>2021年4月 当社取締役常務執行役員 永大小名浜(株)代表取締役社長、関東住設産業(株)担当(現任) | 38,300株    |
| <p>〔取締役候補者とした理由〕<br/>営業部門と内装システム分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験を有しています。特に、高齢者向けの新製品開発を手がけ、成長戦略を牽引しました。2015年10月に営業本部長として営業部門を統括し、2020年4月からは連結子会社である永大小名浜(株)及び関東住設産業(株)を担当し、グループ会社の経営と事業強化に努めています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>《再任》</p> <p>こ じま たか ひろ<br/>小 島 孝 弘<br/>(1966年1月25日生)</p> | <p>1988年3月 当社入社</p> <p>2009年7月 当社営業本部東京営業部長</p> <p>2013年4月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長</p> <p>2013年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長</p> <p>2015年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長</p> <p>2015年10月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長</p> <p>2017年4月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長</p> <p>2020年4月 当社取締役上席執行役員営業本部長(現任)</p> | 34,000株    |
| <p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>営業部門での豊富な経験と実績を有しており、顧客ニーズに適応した販売戦略によって事業拡大を牽引してきました。2015年に内装システム事業部長として製造部門に従事し、2017年4月からは海外事業部長として海外子会社の経営に携わり、2020年4月から営業本部長として営業部門を統括して事業拡大に努めています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                             | <p>《再任》</p> <p>ふじ もと はち ろう<br/>藤 本 八 郎<br/>(1964年10月19日生)</p> | <p>1990年3月 当社入社</p> <p>2009年4月 当社事業本部総合研究所長</p> <p>2013年6月 当社執行役員事業本部総合研究所長</p> <p>2017年4月 当社執行役員永大小名浜(株)取締役副社長</p> <p>2018年4月 当社執行役員永大小名浜(株)代表取締役社長</p> <p>2020年4月 当社執行役員事業本部海外事業部長</p> <p>2020年6月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長(現任)</p> | 32,200株    |
| <p>〔取締役候補者とした理由〕</p> <p>木質加工技術の研究において高い知見と豊富な経験を有しています。2017年4月から連結子会社である永大小名浜(株)の経営に携わり、当社グループの事業成長に貢献してきました。2020年4月からは海外事業部長として海外事業の展開を主導しています。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6                                                                                                                                                                        | 《再任》<br><br>にし おか ひで あき<br>西 岡 秀 晃<br>(1962年4月17日生) | 1986年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行<br>2011年5月 同行北浜支店長<br>2013年4月 同行HDオペレーション改革部(大阪) 部長<br>2015年10月 当社総務部長<br>2019年4月 当社執行役員総務部長<br>2020年6月 当社取締役執行役員総務部長(現任) | 12,500株    |
| <p>[取締役候補者とした理由]<br/> 管理全般に関する多様な経験と幅広い知見を有しており、2020年6月に取締役に就任し、当社グループの事業拡大と企業価値向上に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                     |                                                                                                                                                         |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                | 《再任》【社外】<br>[独立]<br><br>たま き やす ひと<br>玉 生 靖 人<br>(1938年10月4日生) | 1964年4月 弁護士登録<br>1964年4月 御堂筋法律事務所(1971年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称) パートナー<br><br>2001年6月 ローム(株)社外監査役<br>2003年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員<br>2012年4月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー(現任)<br>2014年6月 当社社外取締役(現任) | 0株         |
| <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]<br/> 弁護士としての豊富な経験と深い専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、経営の監督の役割を適切に果たしています。2015年12月から役員指名・報酬の任意の委員会である人事協議会メンバーとして、審議の充実に貢献いただいております。今後も専門的見地や幅広い経営的視点からの提言等を通じて、経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                                |                                                                                                                                                                               |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>《再任》【社外】<br/>[独立]</p> <p>はやし みつ ゆき<br/>林 光 行<br/>(1948年6月28日生)</p> | <p>1973年11月 監査法人榮光会計事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1978年8月 公認会計士・税理士林光行事務所所長（現任）</p> <p>2011年1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員</p> <p>2014年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年7月 監査法人彌榮会計社 福祉経営研究所所長</p> <p>2021年9月 一般社団法人福祉経営管理実践研究会設立 会長（現任）</p> | 0株         |
| <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〕</p> <p>公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、取締役会において積極的に発言し、経営の監督の役割を適切に果たしています。2015年12月から役員の指名・報酬の任意の委員会である人事協議会メンバーとして、審議の充実に貢献いただいております。今後も専門の見地や幅広い経営的視点からの提言等を通じて、経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p> |                                                                       |                                                                                                                                                                                                                            |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                               | <p>《新任》【社外】<br/>[独立]</p> <p>ふじ い よし ひさ<br/>藤 井 義 久<br/>(1957年7月14日生)</p> | <p>1984年4月 京都大学農学部助手</p> <p>1994年7月 京都大学農学部助教授</p> <p>1997年4月 京都大学大学院農学研究科助教授</p> <p>2013年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授（現任）</p> <p>2017年5月 公益社団法人日本木材保存協会副会長（現任）</p> <p>2017年6月 一般社団法人日本木材学会理事（現任）</p> <p>2018年6月 当社社外監査役（現任）</p> | 0株         |
| <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〕</p> <p>木質科学と木材の有効利用を研究テーマにしている大学教授で、幅広い知見と深い専門知識を有しております。2018年6月から当社社外監査役として、積極的な発言等によって、取締役会の建設的な議論に大いに貢献いただいております。今後も専門の見地からの助言等を通じて、経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                          |                                                                                                                                                                                                                             |            |

- (注) 1. 当社は、学術研究助成のため、藤井義久氏が大学院農学研究科の教授を務める国立大学法人京都大学へ2021年度に40万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であります。また、当社は同氏が副会長を務める公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 玉生靖人、林光行及び藤井義久の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 玉生靖人氏及び林光行氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、在任期間は両氏とも8年となります。また、藤井義久氏は、現在、当社の社外監査役であり、本総会終結の時をもって、在任期間は4年となります。
4. 玉生靖人、林光行及び藤井義久の3氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、それぞれの社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。玉生靖人氏及び林光行氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、藤井義久氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者による保険料負担はありません。なお、2022年12月に同内容での更新を予定しております。
7. 玉生靖人、林光行及び藤井義久の3氏の選任が承認された場合、当社は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス (本総会において、各取締役候補者が選任された場合)  
 取締役候補者の主な経験と専門性は、次のとおりであります。

| 氏名    | 役職              | 主な経験・専門性等 |      |      |    |      |             |
|-------|-----------------|-----------|------|------|----|------|-------------|
|       |                 | 企業経営      | 製造技術 | 研究開発 | 営業 | 財務会計 | 法務<br>リスク管理 |
| 枝園 統博 | 代表取締役<br>執行役員社長 | ●         | ●    |      | ●  |      |             |
| 石井 直樹 | 取締役<br>常務執行役員   | ●         | ●    | ●    |    |      |             |
| 田部 忠光 | 取締役<br>常務執行役員   | ●         | ●    |      | ●  |      |             |
| 小島 孝弘 | 取締役<br>上席執行役員   | ●         |      |      | ●  |      |             |
| 藤本 八郎 | 取締役<br>執行役員     | ●         |      | ●    |    |      |             |
| 西岡 秀晃 | 取締役<br>執行役員     |           |      |      |    | ●    | ●           |
| 玉生 靖人 | 社外取締役           | ●         |      |      |    |      | ●           |
| 林 光行  | 社外取締役           | ●         |      |      |    | ●    |             |
| 藤井 義久 | 社外取締役           |           | ●    | ●    |    |      |             |

(注) 上記一覧表は、各人の経験などを踏まえ、より専門性を発揮できる分野を表しており、  
 各人の有するすべての経験と専門性を表すものではありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役藤井義久氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>《新任》【社外】<br/>[独立]</p> <p>もと い けい じ<br/>本 井 啓 治<br/>(1951年1月29日生)</p>                                                                                                                                                     | <p>1975年4月 監査法人青木倫太郎事務所(のちの井上斎藤英和監査法人)入所</p> <p>1982年3月 公認会計士登録</p> <p>1993年5月 井上斎藤英和監査法人(のちの朝日監査法人)社員</p> <p>1993年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)社員</p> <p>1996年4月 朝日監査法人社員辞任</p> <p>1996年6月 本井公認会計士・税理士事務所開業 所長(現任)</p> <p>2011年1月 監査法人彌榮会計社代表社員(現任)</p> <p>2015年11月 一般財団法人総合福祉研究会理事副会長</p> <p>2018年7月 監査法人彌榮会計社理事長(現任)</p> <p>2019年10月 一般財団法人総合福祉研究会理事長(現任)</p> | <p>0株</p>  |
| <p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士として財務及び会計に関する高度な知識と豊富な実務経験を有しております。これらの知識や経験を当社の監査業務に活かしていただけることが期待されるため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |

《新任》・・・新任監査役候補者

【社外】・・・社外監査役候補者

[独立]・・・(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

- (注) 1. 当社と候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 本井啓治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本井啓治氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本井啓治氏の選任が承認され監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者による保険料負担はありません。なお、2022年12月に同内容での更新を予定しております。
5. 本井啓治氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種の加速や行動制限の緩和等により個人消費が緩やかに回復するなど、景気に持ち直しの動きがみられました。しかしながら、年度終盤には新たな変異株による感染の再拡大や、ウクライナ情勢の悪化などによる資源価格の上昇や円安の進行により、企業を取り巻く環境は厳しい状況で推移しました。

住宅業界におきましては、コロナ禍における在宅勤務の定着を背景に、郊外での戸建住宅の取得やリフォーム需要の高まりが見られるなど、住宅需要は堅調に推移しました。一方、海外での木材需要の増加やコンテナ不足等を背景とした木材の供給不足や価格高騰、いわゆるウッドショックなどにより、多くの原材料価格が上昇するなど、企業収益を下押しする状況が続きました。

このような状況の中、当社グループでは、中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2023」の実現に向けて、本計画の基本方針に基づく各施策への取り組みを着実に進めてまいりました。とりわけ、顧客ニーズを取り入れた新製品の市場投入による住宅分野及び非住宅分野の販売拡大に注力しました。また、長期化する原材料価格の高騰に対応するため、より一層の生産性の向上や経費削減を推し進めるとともに、販売価格への転嫁に取り組みました。さらに、床面積約2,850坪の物流倉庫を新設するなど、物流機能の効率化によるサービスの充実とコスト低減を図りました。

また、操業に向けて準備を進めている子会社のENボード株式会社では、11月に工場建屋が竣工し、主要な生産設備の設置が完了しました。しかしながら、最新鋭の連続プレス機を稼働させるためには、ドイツの専任技術者の来日が不可欠であるところ、コロナ禍の影響により入国できない状況が続いたため、操業スケジュールに遅れが生じました。入国制限が緩和された3月以降、専任技術者の入国が始まり、各種生産設備の試運転を開始しました。

これらの結果、ENボード株式会社への先行投資等の影響があったものの、住宅資材事業の業績は回復し、当期の売上高は59,444百万円（前年度比6.5%増）、営業損失40百万円（前年度は営業損失383百万円）、経常利益59百万円（前年度は経常損失227百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益389百万円（前年度比59.1%減）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

#### (住宅資材事業)

住宅資材事業では、フローリング、室内階段、室内ドア、収納等の色柄・デザインを体系化した基軸ブランド「Skism (スキスム)」の更なる販売拡大に注力しました。

このほか、各分野において以下の施策を推し進めました。

建材分野では、天然木の意匠性や質感を最大限に活かすため、新たな塗装法「Eナチュラル塗装」を確立するとともに、抗菌・抗ウイルス加工を施した新しいフローリング「銘樹モクトーン」を発売し、銘樹ブランドの更なる強化を図りました。また、SDGsの取り組みの一環として、輸入合板から国産の合板への置き換えを進めるため、「銘樹モクトーン」のフローリング基材には国産の針葉樹合板を用いるなど、環境に配慮した製品開発に取り組みました。

内装システム分野では、室内ドアや収納製品の最上位シリーズ「グランマジエスト」の販売拡大に注力しました。さらに、大容量収納と高い意匠性を両立させた新しい収納「Cave's (カベス)」や、コロナ禍による在宅勤務に伴うニーズを取り入れた「リビングステージ デスク用部材」などを発売し、収納製品の品揃え強化を図りました。また、高齢者施設や幼稚園、保育園等の園舎内の広い共用スペースを間仕切ることにより、利用目的に応じて空間をアレンジできる「セーフケアプラス 大開口間仕切り吊り戸」を発売するなど、非住宅分野の販売拡大にも取り組みました。

住設分野では、感染予防策として手洗いが重要視されている中、帰宅後すぐに手を洗いたいというニーズに合わせて、コンパクトでインテリア性の高い手洗い「セカンドサニタリー」を新たに発売し、玄関まわりの製品の品揃え強化を図りました。

これらの結果、住宅資材事業の売上高は前年度に比べて増加しましたが、ウッドショック等による原材料価格の高騰や物流コストの上昇などにより収益が伸び悩みました。

#### (木質ボード事業)

木質ボード事業では、化粧パーティクルボードの販売が伸び悩んだものの、顧客の新規開拓に注力するとともに置床の販売を拡大した結果、売上高は前年度に比べて増加しました。一方、ENボード株式会社への先行投資や原油価格の高騰による接着剤価格の上昇等が収益面での負担となりました。

(その他事業)

当社グループは、上記事業のほか、不動産有効活用事業、太陽光発電事業を推進しております。

不動産有効活用事業では、経営資源の有効活用を図るため、期初に福岡市の賃貸マンションを売却しましたが、他の賃貸マンションや遊休不動産の賃貸で安定した収益を確保しました。太陽光発電事業では、山口・平生事業所と大阪事業所に設置した太陽光発電設備が安定した稼働を続けております。

事業別の売上高は以下のとおりであります。

| 区 分           | 第87期<br>前連結会計年度<br>(百万円) | 第88期<br>当連結会計年度<br>(百万円) | 前連結会計年度比<br>増減率 (%) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|
| 住 宅 資 材 事 業   | 50,972                   | 54,134                   | 6.2                 |
| 木 質 ボ ー ド 事 業 | 4,685                    | 5,180                    | 10.6                |
| そ の 他 事 業     | 156                      | 129                      | △17.2               |
| 合 計           | 55,814                   | 59,444                   | 6.5                 |

(2) 設備投資の状況

生産能力の維持向上を図るため、生産拠点の整備や製造設備の増強を目的とした設備投資を行いました。当期の設備投資額は10,145百万円となり、その内訳は、住宅資材事業1,328百万円、木質ボード事業8,622百万円（うち、ENボード株式会社は8,259百万円）、その他5百万円及び共通部門189百万円であります。

(3) 資金調達の状況

設備投資につきましては、金融機関等から借入金として7,361百万円の調達を行いました。

その他、増資や社債発行等による資金調達は行っておりません。

当社は、2期以上連続して営業損失を計上したことで、連結子会社であるENボード株式会社と一部の金融機関との借入契約の財務制限条項に抵触いたしました。しかしながら、当社は、従前から取引金融機関との継続的な取引関係を構築しており、期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、コロナ禍での経済活動が徐々に再開しているものの、ウクライナ危機による資源高や、円安の進行がもたらすインフレにより、景気の減速が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くと見ております。

住宅業界におきましても、物価の上昇などに起因する住宅取得マインドの低下により、住宅需要が減少傾向にあることに加え、ウッドショックや為替の動向によっては、原材料価格が更に上昇する懸念があり、事業環境は厳しさを増すものと考えております。

こうした中、当社グループでは、お客様にご満足いただける製品品質の維持向上と安定供給に引き続き取り組んでまいります。その上で、多様なニーズを取り入れた製品開発とライフスタイルの変化に合わせた製品の拡充を図り、SNSを含めた効果的な販売促進策を通じて、更なる販売拡大に注力してまいります。さらに、リフォーム需要の獲得や非住宅分野での販売を強化することにより、事業構造の転換を加速させ、事業領域の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

また、ENボード株式会社を早期に軌道に乗せることが、喫緊の重要課題であると認識しております。ENボード株式会社では、2022年5月にJIS認証の取得に向けた初期流動品（ファーストボード）の生産を開始いたしました。その後の認証取得を経て、2022年11月から商用生産の開始を予定しております。同社の高品質なパーティクルボードを、グループ外から調達している合板などの木質材料の代替として、住宅資材事業の製品へ積極的に採用してまいります。これにより、材料から製品までを一貫して生産できる体制を構築し、調達コストと製品供給の安定化を図ってまいります。併せて、今まで蓄積してきた製造技術を駆使してパーティクルボードの新たな用途開発を推進するなど、住宅資材と木質ボードの両事業の相乗効果により、業績と企業価値の向上に取り組んでまいります。

当社グループは、中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2023」を実現することにより、安定した収益基盤の確立と中長期的な業容拡大を図ってまいります。本計画の基本方針に基づく各施策を着実に推進し、業績の回復とすべてのステークホルダーと共存共栄できる企業を目指し、全社を挙げて邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2023」の要旨は以下のとおりです。

①数値目標

|             | 2019年3月期<br>(実績) | 2020年3月期<br>(実績) | 2021年3月期<br>(実績) | 2022年3月期<br>(実績) | 2023年3月期<br>(計画) | 2024年3月期<br>(計画) |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高         | 58,246           | 57,119           | 55,814           | 59,444           | 65,000           | 68,000           |
| 営業利益        | △1,609           | △750             | △383             | △40              | 150              | 700              |
| 経常利益        | △1,400           | △647             | △227             | 59               | 30               | 140              |
| EBITDA (※1) | 192              | 1,114            | 1,647            | 1,988            | 3,000            | 4,300            |

※1 EBITDA=税金等調整前当期純利益に特別損益、支払利息および減価償却費を加算した値です。

②資本政策・収益計画

ア. 資本政策

株主価値の持続的成長を目指し、事業拡大の機会を迅速、確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、連結配当性向30%以上を確保しつつ、自己株式の取得を必要に応じて検討することとしております。

イ. 収益計画

収益力に関する目標として、売上高経常利益率5%以上を設定しております。今回の中期経営計画は、2022年11月から商用生産の開始を予定しておりますENボード株式会社(総事業費約250億円)の償却費が大きく影響するため、最終目標に到達しない計画としておりますが、EBITDAを目標に加え、達成度合いを管理してまいります。次の中期経営計画において最終目標の5%を達成すべく取り組んでまいります。

③基本方針

ア. お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただける製品品質とサービスの提供

設計、製造から販売に至るまで、「お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただくこと」を最優先とし、お客様の声に耳を傾け、信頼される製品品質とサービスを提供してまいります。

イ. 住宅分野でのシェアアップと新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換

当社グループの主力である住宅資材事業において、多様なニーズを取り入れた製品開発とライフスタイルの変化に合わせた製品の拡充に取り組み、効果的な販売促進策を通じて、これまで以上のシェアアップと売上の拡大を図ってまいります。

また、文教施設等の非住宅分野に対応する製品の拡充及び販売体制を強化し、非住宅分野の開拓と拡販を推進するとともに、海外子会社による現地販売を加速させ、事業領域の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

#### ウ. 木質ボード事業の強化と拡大

ENボード株式会社での製品製造を早い段階で軌道に乗せ、新たな用途に対応した高品質なパーティクルボードを製品ラインナップに加えて、木質ボード事業の拡大と収益向上を図ってまいります。

#### エ. 生産性の向上とグループ全体での生産体制の最適化

製造部門においては、生産性の改善をはじめ、海外拠点を含めたグループ全体での生産体制の最適化を図るとともに、コスト低減に継続して取り組んでまいります。

#### オ. 物流及び情報システムの改革を推進

物流・情報システムの改革を推進することにより、物流関連業者の負荷低減に努めるとともに、BCMの強化と安定したサプライチェーンの構築に注力し、経営基盤のさらなる強化を図ってまいります。

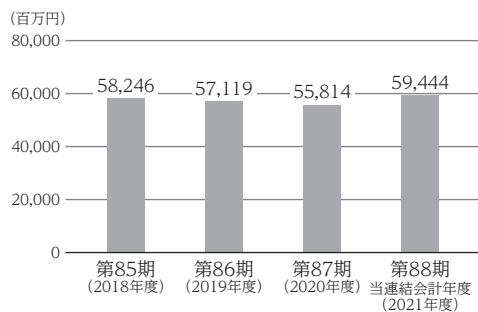
#### カ. SDGsの取り組み

当社グループは、「持続可能な社会の形成や地域社会の発展に貢献する企業」として、社会的な課題やニーズに対して取り組んでまいりました。今後も前述ア～オの方針に基づく事業活動を推進することにより、持続可能な開発目標「SDGs」《Sustainable Development Goals》に貢献してまいります。

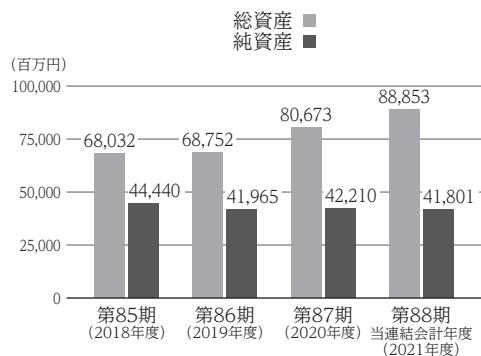
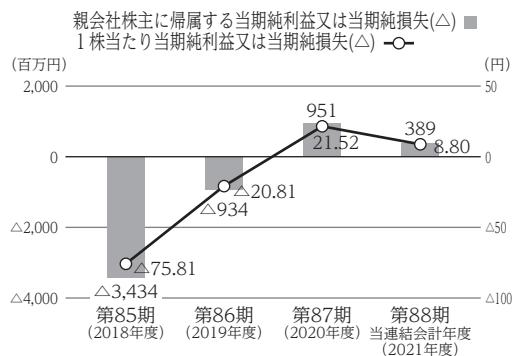
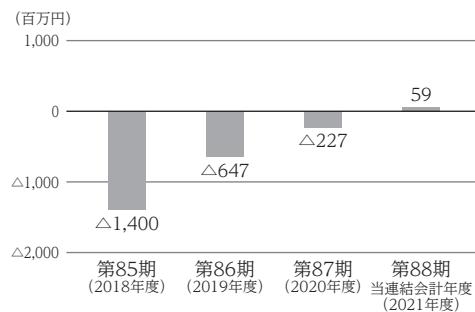
(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                           | 第 85 期<br>(2019年 3 月期) | 第 86 期<br>(2020年 3 月期) | 第 87 期<br>(2021年 3 月期) | 第 88 期<br>(当連結会計年度<br>(2022年 3 月期)) |
|-----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                   | 58,246                 | 57,119                 | 55,814                 | 59,444                              |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (百万円)            | △1,400                 | △647                   | △227                   | 59                                  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は 当期純損失 ( △ ) (百万円)       | △3,434                 | △934                   | 951                    | 389                                 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | △75.81                 | △20.81                 | 21.52                  | 8.80                                |
| 総 資 産 (百万円)                                   | 68,032                 | 68,752                 | 80,673                 | 88,853                              |
| 純 資 産 (百万円)                                   | 44,440                 | 41,965                 | 42,210                 | 41,801                              |

売上高



経常利益又は経常損失(△)



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ①親会社との関係

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                |
|------------------------|---------|---------|----------------------------------------|
| 永大小名浜株式会社              | 337百万円  | 100.0%  | 素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、内装システム製品の製造・販売 |
| ENボード株式会社              | 100百万円  | 65.0%   | 素材パーティクルボード、化粧パーティクルボードの製造・加工・販売       |
| Eidai Vietnam Co.,Ltd. | 11百万米ドル | 100.0%  | フローリングの製造                              |
| 関東住設産業株式会社             | 20百万円   | 100.0%  | システムキッチン・洗面化粧台などの開発・製造・販売              |

## ③当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## ④その他重要な関連会社の状況

| 会社名           | 資本金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容           |
|---------------|--------|---------|-------------------|
| エヌ・アンド・イー株式会社 | 450百万円 | 30.0%   | MD F（中質繊維板）の製造・販売 |

## (7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

| 事業名     | 主な製品                             |                                 |
|---------|----------------------------------|---------------------------------|
| 住宅資材事業  | 建材分野                             | フローリング、階段セット、壁材                 |
|         | 内装システム分野                         | 室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス、その他内装部材 |
|         | 住設分野                             | システムキッチン、洗面化粧台、システムバス           |
| 木質ボード事業 | パーティクルボード分野                      | 素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード         |
| その他事業   | 不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用）<br>太陽光発電事業 |                                 |

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

①本社 大阪市住之江区

②営業所

| 名 称                     | 所 在 地         |
|-------------------------|---------------|
| 東 北 営 業 部 仙 台 営 業 所     | 仙 台 市 若 林 区   |
| 首 都 圏 営 業 部 東 京 西 営 業 所 | 東 京 都 立 川 市   |
| 関 東 営 業 部 埼 玉 営 業 所     | さ い た ま 市 北 区 |
| 中 部 営 業 部 名 古 屋 営 業 所   | 名 古 屋 市 中 川 区 |
| 大 阪 営 業 部 大 阪 営 業 所     | 大 阪 市 住 之 江 区 |
| 中 四 国 営 業 部 広 島 営 業 所   | 広 島 市 西 区     |
| 九 州 営 業 部 福 岡 西 営 業 所   | 福 岡 市 博 多 区   |
| 東 京 特 販 営 業 部           | 東 京 都 新 宿 区   |
| 大 阪 特 販 営 業 部           | 大 阪 市 北 区     |

③工場

| 名 称                    | 所 在 地             |
|------------------------|-------------------|
| 山 口 ・ 平 生 事 業 所        | 山 口 県 熊 毛 郡 平 生 町 |
| 敦 賀 事 業 所              | 福 井 県 敦 賀 市       |
| 大 阪 事 業 所              | 大 阪 府 堺 市         |
| 永 大 小 名 浜 株 式 会 社      | 福 島 県 い わ き 市     |
| E N ボ ー ド 株 式 会 社      | 静 岡 県 駿 東 郡 小 山 町 |
| 関 東 住 設 産 業 株 式 会 社    | 群 馬 県 前 橋 市       |
| Eidai Vietnam Co.,Ltd. | ベトナム国ハナム省         |

## (9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

## ①企業集団の使用人の状況

| 使用人数          | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 1,491 (693) 名 | 49 (△40) 名  |

(注) 使用人数は就業者数(当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む)は当連結会計年度の平均人員を( )内に外数で記載しております。

## ②当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|--------|--------|
| 945 (493) 名 | △24 (△41) 名 | 42.07歳 | 18.73年 |

(注) 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む)は当事業年度の平均人員を( )内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行    | 14,100百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 3,900百万円  |
| 株式会社紀陽銀行     | 2,600百万円  |
| 日本ノボパン工業株式会社 | 2,115百万円  |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,300百万円  |
| 合 計          | 24,015百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 160,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 46,783,800株  |
| (3) 株主数        | 4,808名       |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                       | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|----------|---------|
| 永大産業取引先持株会                  | 3,126 千株 | 7.07 %  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口) | 3,094    | 7.00    |
| 住友林業株式会社                    | 2,306    | 5.22    |
| 大日本印刷株式会社                   | 2,237    | 5.06    |
| 永大産業従業員持株会                  | 2,049    | 4.64    |
| 株式会社りそな銀行                   | 1,640    | 3.71    |
| トーヨーマテリア株式会社                | 1,550    | 3.51    |
| ナイス株式会社                     | 1,460    | 3.30    |
| 双日建材株式会社                    | 1,349    | 3.05    |
| J Kホールディングス株式会社             | 1,100    | 2.49    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,588,416株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                              |
|-------------|---------|-------------------------------------------|
| 代表取締役執行役員社長 | 枝 園 統 博 |                                           |
| 取締役常務執行役員   | 石 井 直 樹 | 事業本部長、E Nボード(株)担当                         |
| 取締役常務執行役員   | 田 部 忠 光 | 永大小名浜(株)代表取締役社長<br>関東住設産業(株)担当            |
| 取締役上席執行役員   | 小 島 孝 弘 | 営業本部長                                     |
| 取締役執行役員     | 藤 本 八 郎 | 事業本部海外事業部長<br>Eidai Vietnam Co.,Ltd.担当    |
| 取締役執行役員     | 西 岡 秀 晃 | 総務部長、人事部・経理部担当                            |
| 取 締 役       | 玉 生 靖 人 | 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー                        |
| 取 締 役       | 林 光 行   | 公認会計士・税理士林光行事務所所長<br>一般社団法人福祉経営管理実践研究会会長  |
| 常 勤 監 査 役   | 石 橋 秀 行 |                                           |
| 常 勤 監 査 役   | 野 澤 信 也 |                                           |
| 監 査 役       | 雑 賀 裕 子 | 弁護士法人三宅法律事務所弁護士                           |
| 監 査 役       | 藤 井 義 久 | 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授<br>公益社団法人日本木材保存協会副会長 |

- (注) 1. 取締役玉生靖人及び取締役林光行の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役雑賀裕子及び監査役藤井義久の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役玉生靖人、取締役林光行、監査役雑賀裕子及び監査役藤井義久の4氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位 |
|------|------------|------|--------|
| 土居幸男 | 2021年6月25日 | 任期満了 | 常勤監査役  |

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決議に際しては、社外取締役が半数を占める人事協議会へ諮問し答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、人事協議会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

- ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ・業務執行取締役の報酬は、①固定報酬としての基本報酬、②業績連動報酬、③中長期インセンティブとしての株式取得型報酬により構成する。
- ・社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬ならびに株式取得型報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

- ・業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
- ・目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設計し、適宜、環境の変化に応じて人事協議会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
- ・株式取得型報酬は、毎月役員持株会に拠出して自社株式を取得することに限定した現金報酬とし、取得した株式は在任期間中、継続して保有することとする。

- ニ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、株式取得型報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬（構成比83%）、業績連動報酬（構成比10%）、株式取得型報酬（構成比7%）を目安とし、人事協議会において検討を行う。
  - ・取締役会は人事協議会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
- ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- ・個人別の報酬額については、当社の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適しているとの理由から、取締役会決議に基づき代表取締役社長枝園統博がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び株式取得型報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。
  - ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、人事協議会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容にしたがって決定しなければならないこととする。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |    | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|-----------------|------------------|-----------|----|----------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 株式取得型報酬   | 賞与 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 148<br>(9)      | 138<br>(9)       | 10<br>(-) | -  | 8<br>(2)       |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 40<br>(7)       | 40<br>(7)        | -         | -  | 5<br>(2)       |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 188<br>(16)     | 178<br>(16)      | 10<br>(-) | -  | 13<br>(4)      |

- (注) 1. 上表には2021年6月25日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役及び監査役の報酬の限度額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会において、取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております、当時の員数は取締役11名（現在8名）、監査役4名（現在4名）でした。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職の状況                                  | 当社との関係                                                                               |
|-----|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 玉生 靖人 | 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー                        | 記載すべき関係はありません。                                                                       |
|     | 林 光行  | 公認会計士・税理士林光行事務所所長<br>一般社団法人福祉経営管理実践研究会会長  | 記載すべき関係はありません。                                                                       |
| 監査役 | 雑賀 裕子 | 弁護士法人三宅法律事務所弁護士                           | 同法律事務所との間で顧問契約を締結しております。                                                             |
|     | 藤井 義久 | 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授<br>公益社団法人日本木材保存協会副会長 | 学術研究助成のため、国立大学法人京都大学へ40万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であります。<br>また、当社は公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。 |

## ②当事業年度における主な活動状況

## ・ 社外取締役

| 氏名    | 取締役会出席状況          | 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                |
|-------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 玉生 靖人 | 13回中12回<br>(92%)  | 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、役員候補者の指名及び役員報酬の決定に係る諮問機関である「人事協議会」に参画し、当該審議事項の透明性確保に寄与するなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。            |
| 林 光行  | 13回中13回<br>(100%) | 主に公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、役員候補者の指名及び役員報酬の決定に係る諮問機関である「人事協議会」に参画し、当該審議事項の透明性確保に寄与するなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。 |

## ・ 社外監査役

| 氏名    | 取締役会出席状況          | 監査役会出席状況          | 主な活動状況                                                         |
|-------|-------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------|
| 雑賀 裕子 | 13回中13回<br>(100%) | 16回中16回<br>(100%) | 主に弁護士としての専門的見地から取締役会の議案審議や監査役会における監査内容等の適法性確保に資する発言を適宜行っております。 |
| 藤井 義久 | 13回中13回<br>(100%) | 16回中15回<br>(94%)  | 主に木質科学の専門的見地から取締役会の議案審議や監査役会において必要な発言を適宜行っております。               |

## ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る報酬等の額

| 区 分                                    | 支払額   |
|----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 46百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. Eidai Vietnam Co.,Ltd.は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。

- (3) 非監査業務の内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に基づく手続業務の対価を支払っております。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、直近では、2020年6月25日開催の第86回定時株主総会での承認可決により更新されております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。

なお、現プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <https://www.eidai.com/profile/data/202005271600.pdf>）

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 基本方針実現のための具体的取組

#### ①当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品を提供しています。また、経営の基本理念に「木を活かし、よりよい暮らしを」を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

当社グループの得意とする木質材料加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の基本的課題であると認識し、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

- ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- (i) 当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (3) 上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

- ①企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。
- ②現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

ロ. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

ハ. 株主意思を重視するものであること

ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示

ホ. 合理的な客観的発動要件の設定

ヘ. デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>   |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>42,692</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>43,851</b> |
| 現金及び預金             | 6,598         | 支払手形及び買掛金            | 5,824         |
| 受取手形               | 456           | 電子記録債務               | 648           |
| 電子記録債権             | 4,861         | 短期借入金                | 8,810         |
| 売掛金                | 14,069        | 1年内返済予定の長期借入金        | 15,100        |
| 製品                 | 4,585         | リース債務                | 36            |
| 仕掛品                | 2,730         | 未払金                  | 11,262        |
| 原材料及び貯蔵品           | 5,221         | 未払費用                 | 538           |
| 未収入金               | 3,914         | 未払法人税等               | 168           |
| その他の金              | 256           | 未払消費税等               | 206           |
| 貸倒引当金              | △2            | 賞与引当金                | 431           |
|                    |               | その他の                 | 823           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>46,134</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>3,201</b>  |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>38,937</b> | 長期借入金                | 105           |
| 建物及び構築物            | 11,541        | 繰延税金負債               | 187           |
| 機械装置及び運搬具          | 2,164         | 退職給付に係る負債            | 2,448         |
| 土地                 | 7,276         | 環境対策引当金              | 48            |
| リース資産              | 242           | リース債務                | 231           |
| 建設仮勘定              | 17,317        | ののれん                 | 105           |
| その他の               | 393           | 長期預り保証金              | 73            |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>491</b>    | <b>負債合計</b>          | <b>47,052</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>6,705</b>  | <b>( 純 資 産 の 部 )</b> |               |
| 投資有価証券             | 5,612         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>40,522</b> |
| 出資                 | 7             | 資 本 金                | 3,285         |
| 長期前払費用             | 493           | 資 本 剰 余 金            | 1,370         |
| 繰延税金資産             | 40            | 利 益 剰 余 金            | 36,688        |
| その他の               | 564           | 自 己 株 式              | △820          |
| 貸倒引当金              | △13           | その他の包括利益累計額          | 1,656         |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>26</b>     | その他有価証券評価差額金         | 1,482         |
|                    |               | 為替換算調整勘定             | 177           |
|                    |               | 退職給付に係る調整累計額         | △3            |
|                    |               | 非支配株主持分              | △377          |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>41,801</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>88,853</b> | <b>負債純資産合計</b>       | <b>88,853</b> |

# 連結損益計算書

( 自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日 )

(単位：百万円)

| 科 目 |    | 金      | 額      |
|-----|----|--------|--------|
| 売上  | 上  |        | 59,444 |
| 販売  | 上  | 44,717 |        |
| 費   | 及び |        |        |
| 営業  | 業  | 14,767 | 14,726 |
| 受   | 業  |        |        |
| 受   | 業  |        |        |
| 仕   | 業  |        |        |
| 為   | 業  |        |        |
| 負   | 業  |        |        |
| 持   | 業  |        |        |
| 雑   | 業  |        |        |
| 支   | 業  |        |        |
| 雑   | 業  |        |        |
| 経   | 業  |        |        |
| 特   | 業  |        |        |
| 固   | 業  |        |        |
| 投   | 業  |        |        |
| 資   | 業  |        |        |
| 減   | 業  |        |        |
| 固   | 業  |        |        |
| 固   | 業  |        |        |
| 固   | 業  |        |        |
| 金   | 業  |        |        |
| 法   | 業  |        |        |
| 法   | 業  |        |        |
| 当   | 業  |        |        |
| 非   | 業  |        |        |
| 親   | 業  |        |        |
| 社   | 業  |        |        |
| 株   | 業  |        |        |
| 主   | 業  |        |        |
| 株   | 業  |        |        |
| 主   | 業  |        |        |
| に   | 業  |        |        |
| 帰   | 業  |        |        |
| 属   | 業  |        |        |
| す   | 業  |        |        |
| る   | 業  |        |        |
| 当   | 業  |        |        |
| 期   | 業  |        |        |
| 純   | 業  |        |        |
| 利   | 業  |        |        |
| 損   | 業  |        |        |
| 失   | 業  |        |        |
| 益   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 税   | 業  |        |        |
| 額   | 業  |        |        |
| 業   | 業  |        |        |
| 事   | 業  |        |        |
| 業   |    |        |        |

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>41,696</b> | <b>流動負債</b>     | <b>21,368</b> |
| 現金及び預金          | 4,073         | 買掛金             | 5,957         |
| 受取手形            | 438           | 電子記録債権          | 17            |
| 電子記録債権          | 4,217         | 短期借入金           | 2,000         |
| 売掛金             | 13,532        | 未払金             | 11,392        |
| 製品              | 4,402         | 未払費用            | 378           |
| 仕掛品             | 2,249         | 未払法人税等          | 146           |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,071         | 未払消費税等          | 139           |
| 前払費用            | 221           | 預り金             | 43            |
| 未収入金            | 2,109         | 賞与引当金           | 374           |
| 関係会社短期貸付金       | 6,340         | その他             | 917           |
| その引当金           | 43            |                 |               |
| 貸倒引当金           | △2            |                 |               |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,736</b> | <b>固定負債</b>     | <b>2,306</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,503</b> | 繰延税金負債          | 96            |
| 建物              | 4,386         | 退職給付引当金         | 2,098         |
| 構築物             | 357           | 環境対策引当金         | 37            |
| 機械及び装置          | 1,454         | 長期預り保証金         | 73            |
| 車両運搬具           | 5             |                 |               |
| 工具、器具及び備品       | 338           |                 |               |
| 土地              | 3,503         |                 |               |
| 建設仮勘定           | 457           |                 |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>389</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>23,674</b> |
| 借地権             | 15            | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| ソフトウェア          | 371           | <b>株主資本</b>     | <b>35,275</b> |
| その他             | 2             | 資本              | 3,285         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,843</b>  | 資本剰余金           | 1,357         |
| 投資有価証券          | 4,484         | 資本準備金           | 1,357         |
| 関係会社株式          | 1,410         | 利益剰余金           | 31,453        |
| 出資              | 7             | 利益準備金           | 256           |
| 関係会社出資金         | 873           | その他利益剰余金        | 31,196        |
| 関係会社長期貸付金       | 280           | 別途積立金           | 31,400        |
| 従業員に対する長期貸付金    | 27            | 繰越利益剰余金         | △203          |
| 長期前払費用          | 249           | <b>自己株式</b>     | <b>△820</b>   |
| その他             | 522           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>1,482</b>  |
| 貸倒引当金           | △13           | その他有価証券評価差額金    | 1,482         |
| <b>資産合計</b>     | <b>60,433</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>36,758</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>60,433</b> |



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井 康好  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井 康好  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議ツール等を活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

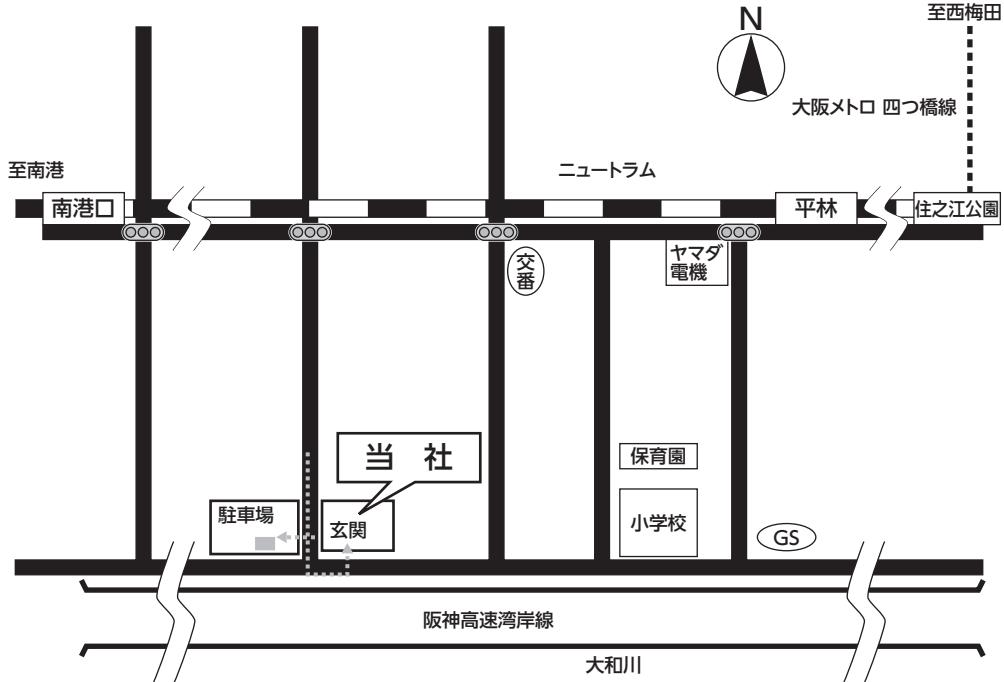
永大産業株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 石 | 橋 | 秀 | 行 | 印 |
| 常勤監査役 | 野 | 澤 | 信 | 也 | 印 |
| 社外監査役 | 雑 | 賀 | 裕 | 子 | 印 |
| 社外監査役 | 藤 | 井 | 義 | 久 | 印 |

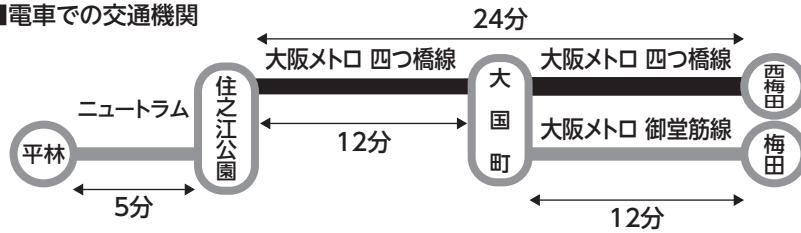
以上

# 株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



## ■電車での交通機関



平林駅より徒歩15分